

第74回（令和元年度第4回）さいたま市男女共同参画推進協議会会議録

- 1 日 時 令和2年1月22日（水）14時00分～16時00分
- 2 会 場 さいたま市役所 本庁舎別館（議会棟） 第7委員会室
- 3 出席者 【委員】田代会長、飯島委員、堀越委員、南委員、吉田委員、濱田委員、白石委員、鈴木（利）委員、山崎委員、若生委員、岩見委員、宇田委員、倉岡委員、鈴木（孝）委員、田中委員、宮嶋委員、神田委員
 【事務局】榊原人権政策・男女共同参画課長
 山口男女共同参画推進センター所長、沼田主査、島崎主査、高橋主任、播磨主事
- 4 欠席者 【委員】 猪木委員、丸林委員、手塚委員

5 会議の詳細

1 開 会	<p>14時00分、第74（令和元年度第4回）さいたま市男女共同参画推進協議会を開会した。</p> <p>（事務局） 本協議会委員総数20名のうち17名の出席により、本協議会規則第3条第2項に規定する「委員の過半数」を満たしていることを確認した。</p> <p>傍聴者の確認 本会議の傍聴者はいないことを確認した。 配布資料について過不足がないか確認を行った。</p> <p>（事務局） これより議題に入る。本協議会規則第3条の規定により、議長を田代会長にお願いしたい。</p>
2 会長あいさつ	<p>（田代会長） 1月も後半に差しかったが、先日、大学入試センター試験があり、大学の教員や関係の方も慌ただしくしていたところである。</p>

<p>3 議題</p> <p>(1) 協議事項</p> <p>①「第4次さいたま市男女共同参画基本計画」の評価方法について</p>	<p>新しい年を迎え、本協議会がさいたま市のまちづくり或いはジェンダー平等の実現に向けて、実質的に貢献できるよう、そして、この会議で皆さんが忌憚のない意見が言えるよう、努力していきたいと思うので、協力をお願いしたい。</p> <p>協議事項①「第4次さいたま市男女共同参画基本計画」の評価方法について 事務局から説明をお願いします。</p> <p>(事務局)</p> <p>協議事項①「第4次さいたま市男女共同参画基本計画」の評価方法について (資料1-1～資料1-5により説明)</p> <p>(田代会長)</p> <p>前回の協議会とその後に提出された私達の意見を反映していただいた。 皆様からご質問、ご意見があればお願いしたい。</p> <p>(宮嶋委員)</p> <p>資料1-3の上半分の施策の方向1の右から4列目、「男女共同参画推進の課題」ということでこちらの課題とそれに対する取組が大事であるということで独立した項目にして、並べた形にさせていただいた。質問であるが、この「男女共同参画推進の課題」というのは、これらの事業がそもそもなぜ必要なのかというような大きい意味での課題ということなのか、それとも、あくまでこの自己評価の中で、自己評価が「B・C・D」であった場合に、なぜAになれなかったのかという到達するまでにハードルとなる課題という意味の課題なのか、どちらになるのか。</p> <p>(田代会長)</p> <p>どちらかというよりは、私たちが何を答えてもらいたいのかということについてご意見をいただき、そのように答えてもらえるような形にするというのがよいと思う。</p>
---	---

(宮嶋委員)

なぜこのような質問をしたかという、この資料1-3は記入例ではあるが、事業番号の13の課題について「男女共同参画に関する市民等の意識の向上」とあるが、事業番号12にも13にも関わるような大きな課題であると思うが、自己評価の枠組みの中に入っている、项目的には評価がなぜBやCだったのかという意味なのか、どちらなのかと思った。

今申し上げた13番のところと言うと、そもそも評価がAなので、課題がないといえないのかもしれないが、取組の方を見ると「各種イベントでの男女共同参画に関する啓発が一過性のものにならないよう」とある。これがここで言う課題なのではないかと思う。一過性のものにならない取組として、「今後も地域活動や交流の場において啓発を実施する」というところがあると思う。課題とそれに対してどう取り組むのかを大切にしていきたいと思う。

そうでないと、事業内容の言い方を変えて同じように書いているというように見えてしまう。例えば、事業番号12などは、課題のところは「時流に沿った適切な情報をより効果的に伝えられる紙面づくり」と書いてあるがこれは取組なのではないかと思う。事業番号12は、自己評価がBになっており、理由のところは、「男女共同参画に関する意識啓発をすることができたため」と書いてある。ある程度できたということでBとしてあるが、なぜBでAにならなかったのかということはこの理由から読み取れない。

ただ、取組の方で「男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組」のところを見ると、「多くの人に興味を持ってもらえる」というところがある。これがあるということは、全戸配布して配るところでは達成したと。しかしながら、もしかして興味を持って読んでもらえてないのではないかと、思ってこのように書いたのではないか。それが課題なのではないかと思う。まだ多くの人に興味を持ってもらえていないのではないかと、という課題に対して、それを解決するための取組が「時流に沿った適切な情報を取り入れる」ということなのではないかと思う。

所管課に自己評価を依頼する際、記入例にこのような感じで示した場合、課題と取組の区別がつかない、或いはよくわ

からないので、事業内容を少し言い方変えて記入する、ということをしてしまうと、この評価に手間と時間をかけているのに、それが無駄になってしまうのではないかと、という心配がある。何がネックになっていて課題なのか、それを解決するためにこういう取組が必要である、というところ意識していただきたい。

具体的にはどうしたらよいのかというと、「男女共同参画推進の課題」というのが、広い意味であったのであればそれはそれでよいが、広い意味の大きな課題なのであれば、この記入例の左側の方に記載したほうがよいと思う。そうでなくてあくまでも自己評価の中での課題ということであれば、例えば「目標達成のための課題」など、所管課に対してなるべく誤解がないように周知をしていただけるとありがたい。

(田代会長)

貴重なご意見だったと思うが、関連して何か意見はあるか。

(堀越委員)

問題を解決するための課題が何かというところを十分理解していないとこのようになるのかと思う。

事業番号 12 であれば、特集のテーマに合わせてターゲット絞って配布し、3月頃全戸配布など、効果的に配布した。意識啓発をすることができた。しかしながら、自分たちで問題に気づいて興味を持ってもらえるような紙面づくりができるのでは、というのが問題。

興味を持ってもらえるような紙面づくりができていなかった、もう少し工夫ができるのではないかと、というのが問題だとした場合、興味を持ってもらえる紙面づくりのためには、何が課題なのかというと、例えば、他の自治体の広報物をよく見てみるとか、もう少し情報を取り入れるということが課題であるとすれば、そのためにどのような取組をするべきなのかということになるので、問題があるから問題を解決するための課題は何かを考えて、その課題を実現するための取組は具体的に何か、というふうに考えればわかりやすくなるのではないかと思う。

(田代会長)

ここでの課題というのは、位置づけとして問題というようなニュアンスなのではないかと思う。

(堀越委員)

問題と課題の区別はとても難しいと思う。私が学生に説明する時の話であるが、例えば、成績をもっと上げることを目標としている学生がいたとする。その学生の場合、成績が落ちたことは問題になる。一方で別の学生はそういった目標を立てておらず、成績が落ちたこと自体に問題はなくはないが、目標があった場合、それが実現していない状況が問題となる。

その問題がなぜ生じたのかという背景を考えると、アルバイトが忙しかった、夜中にスマートフォンを操作して起きていた、学校に行かなかった、などあると思うが、アルバイトが忙しいという理由にしても、部活のためのお金がないとか、親が失業して自分が稼がなければならなくなった、など色々な課題がある。そして、その課題によって解決方法が変わる。

奨学金をもらうのか、スマートフォンを操作する時間を6時間から1時間にするのか、頑張って朝起きて学校に行くのか、などを考えれば、問題があってもその課題は何なのかが見えてくる。つまり、課題を何にするかによって政策が変わってくると思う。そのあたりがもう少しわかるようにこの事例を書いていた方がよいかと思う。

(田代会長)

事例をわかりやすくするというのも一つの手であるということである。項目を「取組の問題点や残された課題」、などとそういうふうにしたらいかがか。取組の問題点がない場合もあるので、残された課題とか、或いはさらなる課題とか、それに向けた今後の取組、といったそれに対応できるような事例にしてみてもどうか。

(飯島委員)

資料1-3に記載された2つの事例で考えていて、その所管課が人権政策・男女共同参画課なので考えやすいと思う。

以前、「男女共同参画の～」と入れた方がよいと考え提案したかと思うが、部局によっては何にも男女共同参画の視点がなく、視点がないまま評価して何とか評価をする、評価をして、男女共同参画の視点がないまま「今後も同じように取り組むとか」と言っているのに対し、やはり男女共同参画の視点でのまちづくりに関して何が課題であってそれをどうしようと思っているのかを、できるだけ気づいて書いて欲しいという想いがあったからである。男女共同参画の課題に気づいていなかったら低評価にしてしまうのか、そのあたりはよくわからないが、これは男女共同参画の取組をしているかどうかの評価なので、その視点を認識していない部局に対して、男女共同参画の推進に絞った問題点、課題点は何かと訊かなければならないのかと思い提案した。

もう1点、資料の1-4について、外部評価では今までか3つ数値評価を実施していたと思うが、数値評価が3つもあるとよくわからなくなるので、1つにするのは賛成であるが、この場合、外部評価の総合評価としての点数をつけるという位置付けなのかと思う。選択肢がこの一連の課題や取組を認識しているかということの評価すればよいのか。もし総合評価とするならば、各事業の男女共同参画のまちづくりに対する取組に対して、この記述に対して私たちがどうそれを評価するか、内部ではよくできたと評価しているが、私たちはそれをどう評価するかという総合評価になると思うが、この選択肢がこれでよいのかどうか、課題を認識しているかどうかを評価するということに絞るのかということがある。

男女共同参画の視点があるかどうか、その課題が男女共同参画に沿っているかどうかということの評価ということなのか、もしくは、全体として内部評価を実施しているが、私たちの総合評価は何なのか、ということにより、選択肢が変わるのではないかと思う。

(田代会長)

外部評価の数値による評価について、よく認識しているかということの数値化するのか、もっと総合的な評価とするのかについて、ご意見があればお願いしたい。

意見がないようなので、この点については事務局の方で検討いただくことにする。

その他の点で意見があればお願いしたい。

(宇田委員)

資料1-3について、「男女共同参画推進の課題」のところで、計画に掲載されているものは全部が男女共同参画に関するものであるから、わかりきったことであると思う。

私は、本事業推進における問題点が重要であると思う。例えばA評価などの自己評価をしても、さらに上げるという可能性もあるので、推進という言葉を使うのが望ましく、このような問題点や課題、本事業、という表記が適切であると思う。

(田代会長)

年度計画や外部評価の順番も変えていただいたりしているので、こういう形でよろしいかどうかというのもご覧になっていただければと思う。

(堀越委員)

資料1-3の「自己評価を選択した理由」で、何回か外部評価をやらせていただいて、コメントを書いたことがあるが、その中にも「意識啓発をすることができた」と書いてあるものがあつたが、これがどうもしっくりこない。

冊子をもらって読んで気づくこともあるかもしれないが、読まない人もいるので、意識が高まったかどうかというのは、訊いてみないとわからないと思う。

研修などでは、研修前と後でアンケート調査を行い、そのことについて理解が深まった、という項目を設け、結果が出ると、意識啓発をすることができたって評価をしている。インプットだけで意識啓発ができたとは言えないと思う。意識啓発をすることができたという場合、何をもってこのように認識しているのかについて、意見を伺った方がよいと思う。

(田代会長)

例えば、このような感想が何%から何%になった、といっ

<p>②「第3次さいたま市DV防止基本計画策定に係る答申書（案）について」</p>	<p>た証拠を挙げるというイメージになると思う。</p> <p>（堀越委員） 研修でアンケートをとって、「満足度が高い」などと示していただいて評価をしてもらおうと、なるほどと思うが、具体的な根拠が示されていないと評価がしにくい。</p> <p>（田代会長） 記載例で事例をどう示すかということは重要なことであると思う。本日の議論を踏まえて決定するということであるが、確認などはどうするのか。</p> <p>（事務局） 評価方法（案）を修正し、会長に確認いただき、会長一任として確定させていただきたい。</p> <p>（田代会長） 事務局からこのような提案があったが、よろしいか。</p> <p>（委員一同同意）</p> <p>（田代会長） そのようにさせていただきたい。 続いて、協議事項②「第3次さいたま市DV防止基本計画策定に係る答申書（案）について」、事務局の方から説明をお願いします。</p> <p>（事務局） 「第3次さいたま市DV防止基本計画策定に係る答申書（案）について」 （資料2-1～資料2-2により説明）</p> <p>（田代会長） 今の説明に対して、ご意見があればお願いしたい。</p>
---	--

(宮嶋委員)

資料2-1の20ページ、基本目標2の4段落目について、前回私が要望させていただき、相談を受ける相談員や職員の研修だけではなく、バックアップが必要ということでこの部分に加えていただいた。4段落目に、「さらに相談者の過酷な経験の話を聞くことで、影響を受けてしまう。」とあるが、話を聞くことが理由なのかとも思ったが、相談を受ける人がしっくりくるならこれでよいと思ったが、それだけではなく、相談全般とか或いは加害者対応など、そういったところもあるかと思うので、「相談者や加害者等との対応により」という方がよいと思った。そのような言い方で相談者や加害者等と呼ばれる市民の方に対して失礼だというようなニュアンスがあるのであればこのままでよいかと思う。

それから、文言に入れていただいたところであるが、施策の方向の3「相談体制の強化と周知」のところに「婦人相談員への研修を実施し資質の向上を図るとともに相談員等のバックアップ体制を強化する」という文言を追加していただければありがたい。

2点目に14ページ、基本目標の5について、関係機関との連携が基本目標2にもあり、行ったり来たりしているが、私の申した連携協力だけでは少し抽象的だということに対して、本文の最後の段落で、「今後も連携会議を通して」という具体例を1つ入れていただいた。

この連携会議について、揚げ足をとるような感じで申し訳ないが、連携会議だけなのかと。例えば、何とか連携会議などを通じてなど、他にもあるのではないかと思う。質問であるが、この連携会議は年に何回開催しているのか。

(事務局)

年に4回開催している。

(宮嶋委員)

そのくらい開催しているのであれば、これはこれでよろしいかと思う。

会議も大事ではあるが、生死に関わる緊急の判断が必要な場合、例えば、児童相談所も関わってもらわなければならない

いとか、高齢者の支援も必要となった時に、そこに協力を依頼して、このような場合、ここの部分は主たる役割はこのセクションが担う、サブの部分はこっちが担う、といった役割分担があらかじめ共有されていて、事例が発生した時にすぐにその通りに動けるかというところを申し上げたかった。マニュアルなどがあると思うが、本当にそのマニュアル通りに動けるのか、マニュアルに書いてないような新たな事態が発生した場合、このように対応する、というマニュアルのアップデートやリニューアルをして、さらに関係機関の方にもそのマニュアルを共有してもらい、こういう事例があった時には、その役割を動いてもらうという部分、それを提言の中に全部入れるのは困難かもしれないが、会議やマニュアルの充実等、その程度でもよいので、入れていただけるとありがたいと思った。

(田代会長)

とても大切なところであるが、20ページの気になるというところは本章でなくてもよいかと思う。それから、バックアップ体制のことは入れても問題ないかと思うので、本文に合わせて入れていただければと思う。

最後のところの連携について、実際には色々な問題があるかもしれないが、あいぱれっとに移転したことで充実させようという努力はされていると思う。そういうことも含め、宮島委員がおっしゃったようなことを表現できればよいかと思うがいかがか。

(事務局)

現在、あいぱれっとの中に男女共同参画相談室が入っているので、その辺も実例として出せるものについては、盛り込めると思う。

答申では少し抽象的な言葉で書かせていただいて、今後、計画を策定する段階で、各所管の方から、あいぱれっとの中ではこのような連携会議を開催しているとか、ワーキンググループが立ち上がっているということが出てくることを想定している。

(田代会長)

会議を通さないと対応が変えられないこともあるのかと思ったが、それだけではないと思うので、そのことがきちんとわかるようになっていけばよいと思う。

他にご意見はあるか。

(堀越委員)

実態を把握していないところがあるが、3ページの下の方に、「DVの防止から被害者の保護、自立支援に至るまで切れ目のない支援に取り組んでいます。」とあり、一方で18ページのこのような書き方になると、どのように切れ目なくつないであるのかが見えなくなっているように思う。

例えば、基本目標2「被害者の早期発見と相談体制の充実」で、相談に行くとした場合の話であるが、配偶者暴力相談支援センターの方に相談に行き、そこで相談をした。最終的に解決するまでには住まいのこと、お金のこと、生活再建など、色々なことを考えないと解決に至らないと思うが、センターのどなたかがコーディネーターのようになって対応することになっているのか。仕事を探すことも自立支援に必要かもしれない。

最終的なところまで、誰かが寄り添って切れ目なく対応しているのか。例えば、相談して、その時は「はいわかりました」と一度はパートナーのところに戻るかもしれない。また1ヶ月後にもう1回こちらから電話をして、「いかがですか」などそういった確認などはしているのか、その2つについて伺いたい。

(事務局)

実例で説明させていただく。1点目の総合的なコーディネーターについては、基本的には対応した婦人相談員に求められる役割であるが、婦人相談員だけでは解決しない場合もあるので、子どものことであれば、児童相談所や区役所の支援課、高齢の方であれば高齢介護課、お金のこととなれば福祉課などと連携している。先ほど宮島委員からもご意見があったが、その都度ケース会議などを開き、その方の支援について検討し、連携して進めている。

また先ほどのパートナーの元に戻った後に連絡するのか、というところについては、DVの担当課の方からは基本的に連絡はしないような形をとっている。被害者の方の電話番号、電話機の方に電話番号が残っていた場合、こちらに電話をかけ直されてしまうとどこが相談対応しているのかがわかってしまうので、電話をかけ直さない対応をとっている。DV担当から連絡できない場合には、日常の業務で関わるような担当課から連絡をしてもらうなど、不審に思われたいようなところから連絡をして、その後の状況を確認している。

また、その際に警察なども連動しているので、各々が把握している状況をお互いに情報共有し、一人ひとりの切れ目ない支援を行っている。

(堀越委員)

例えば、この方の場合には2週間後ぐらいに状況把握しないと危ないとか、1ヶ月ぐらい大丈夫かな、とそういうふうに一人ひとりの支援プランみたいなものを立てて支援を行っているということか。

生活の総合的なことを支援が必要な場合、このセンターだけでは対応しきれず、連携が必要なわけであるが、その時に他の部署はこのDVについて理解をしていて、スムーズに連携が進んでいるのか。

(若生委員)

実際に近所にお住まいの方のDVの場面に直面し、自分で身を守らないといけないと感じている。娘の母親に対するDVだったが、母親が逃げてしまってしばらく返ってこないようである。民生委員もその家の娘さんに対して、何かあるということは感じていたようだが、詳細は把握できなかったようである。区役所の職員がそのお宅に何度か確認に来ていたようであるが、いつの間にかこのような状況になっていた。

(事務局)

個別のケースによって異なるかとは思いますが、最後に相談をした時に、次回はいつ来所してください、という形で決める場合もあるだろうし、その方がその時々によってどういう状態

かというところは把握しかねる部分があるので、その方が相談できる体制をいつでも整えている。現時点では、何かあったらここに連絡してください、という形で間口を広げ、基本的にはこちらからは連絡をしない形で対応している。

(堀越委員)

難しいことであるが、これはDVに限らず、相談する力量のある人はよいが、そこまでいきつかない人が問題である。そこをどうするかというところである。それは地域の支えなのかわからないが、相談してよいのですよ、ということをお知らせするとか、少し難しいかもしれないが、そのような対応が必要だと感じている。これはDVだけではなく、私が携わっている高齢者の虐待にも関わることである。そういうことも視野に入れた地域づくりのようなことを少しここに書いておく必要があるのではないかと思った。

(田代会長)

重要な課題かと思うが、答申書に入れるとすれば前書きに入れるとよいか。

このようなことに関して私は何度か伝えているが、加害者を調査するというのは少し入っているが、やはり加害者をリリースしてはまた違う被害者が出るだけなので、加害者をどうするかということは本当に深刻な問題である。国がそのようなことを明文化しないのでここにも反映されてこないわけで、基本目標もこのような形になり、入りづらくなっている。

やはり、加害者の問題も施策の方向にきちんと入るようになっていくとよいと思っている。しかしながら、現状ではここに入れようという判断が難しいので、今言ったような前書きなどの課題の部分に反映できるようにしたい。他にいかがか。

(堀越委員)

1 番の加害者の再発防止がとても気になっており、この答申書に入れていただいたが、その調査研究に当たる 18 ページ、本来であれば基本目標 I の「人権尊重、DV防止及び根絶に向けた教育・啓発の推進」の中で、例えば施策の方向の

4つめに再発防止というのを加えてもよいかと思う。ただ、体制が整っていない場合やこの協議会で議論されていないことをここに入れるのもどうかと思うし、言葉として答申書に入ってきたことは認識できる。

ここに加害者対策に対する調査研究とあるが、3年も調査研究をやるのかということもあるので、調査研究とモデル実施研修のようなモデル的な取組をこの計画期間に実施してもよいと思った。

(田代会長)

実際に加害者プログラムを実施している民間団体もあり、効果も出ているということもわかっている。国の方針がこのような状況なので、自治体もこのような形にならざるを得ないところであるので、この辺りについては今後考えてきたい。

(事務局)

6ページにその辺りの文言を入れている。協議会からの答申なので、協議会としては「DVの再発防止において加害者更生プログラムの検討も必要です」という形で強調させていただいている。前回ここは全て調査研究という形になっていたが、協議会としては加害者プログラムが欲しいという形の意向を入れている。

(田代会長)

そのようになったことは認識できた。先ほど新たに調査結果が出たという話があったが、デートDVのところの課題について、具体的には14ページのところになるが、早い段階で知識を身につけて適切な行動を取れるのは、高校生や大学生などの課題である。こちらの取組の課題として何があるかという形式にしたほうがよいかと思う。時間がない中でまとめていただいたこともあると思うので、その辺りを少し検討していただければと思う。

(倉岡委員)

基本目標のところを見ていると、連携するという言葉が何度も出てきて、連携すればよいのかという印象がある。

例えば、基本目標のⅢの施策の方向の1で、「関係機関等の連携により、DV被害者等の安全を確保する」とあるが、連携してどうするのか、DV被害者との安全を総合的に確保するとか、連携したからどうなるのだろうかということに触れていない。

例えば、基本目標Ⅳの「子どもの安全確保及び必要な支援の充実」の施策の方向2「子どもの心のケア」について、「関係機関との連携により子どもの心のケアを実施する」とあるが、連携することで子どもの心のケアを継続的に実施していくとか、連携したからこそどうなるのかというところがもう少し具体的に見えるとよいのかと思った。

(田代会長)

反映させていただければと思う。他にいかがか。

(吉田委員)

暴力の範囲であるが、国の法律や規定の詳細を把握してないので、書けないことがあると思うが、「精神的暴力に対する理解が広まって」、ここにも入っているが、例えば、報道されたもの、それはレベルの高いものになるが、ソーシャルネットワークワーキングサービスやメール等々の制限まで出てきたりするが、普段の行動を報告するとか、さらにその下に色々あると思う。学生達の話、或いは学生の世代に当たる人間の話の聞くと、全く暴力だと思っていないこともある。こんなこともあるよね、という感じで、嫌なのかもしれないが、笑いながら話をしていて、やはりその辺りを認識することが初めの一歩なのだろうと思う。

人間関係におけるどのような問題まで含んでいこうという考えなのか、基本計画にはどこまで入れていくべきか、今後修正の余地がないのかなど、考えがあればお聞かせいただきたい。

(田代会長)

これは私たちの作る答申なので、ここの部分でこういうふうに、と言っただけの方が、事務局の方もまとめやすいと思うのでお願いしたい。

(若生委員)

1 ページの1「諮問の経緯」の中で、「女性に対する暴力のないまちづくり」という文言があるが、現在は女性だけではなく、男性に対する女性の暴力などもあるので、その辺のことも加えられるとよいと思う。

(田代会長)

とても重要なことで、男性が被害者になっていることや暴力そのものを根絶していかなければならないということはおっしゃる通りである。ここは諮問の経緯の部分なので、他のところでそのことも入れられればと思う。

(事務局)

1 ページの1「諮問の経緯」のこの箇所は、「第4次男女共同参画のまちづくりプラン」で示されているものの引用なので、答申で表記を変えることは難しいが、過去の調査等において、やはり男性の方の被害もいるというところも見えてきているので、重要であると認識している。前回の素案の段階でもお伝えしたが、例えば6ページの2番の2段落目、「また、配偶者からの～」以降のところ、男性については被害の経験が2倍以上に急増していることや7ページの課題の2段落目、「一方で、～」以降に、男性の被害者も1割以上いる状況にあり、男性に対する意識の問題もある、ということ盛り込んでおり、今までの女性だけの支援というところから男性にもスポット当てていくという形で示させていただいた。

(田代会長)

この答申書（案）の中にそのような文言もあるということであるが、よろしいか。

(若生委員)

承知した。

(田代会長)

本編で盛り込めなかったものについては、「はじめに」のところに入れたいと思う。

他にいかがか。

(吉田委員)

暴力の土壌になる行為についての話になるが、国の計画の方向と範囲に入っていたかはわからないので入れられるかどうかかわからないが、精神的暴力のさらにその下位に位置するような人間関係における問題事例に関して、啓発ぐらいしか対象にはならないと思うが、どこかに入れられないかと常々思っていた。答申の背景でも、具体的な施策の部分は、施策の方向の目標の目標 1、19 ページの最後から 2 行目、「学校、地域等において交際相手からの暴力に関する啓発を推進する」というところの暴力という言葉についてそのあとに何文字か付ける形で変えられないかと、暴力やその土壌となる行為など、何でもよいがそのようなことを入れられればよいと思う。国の計画との関係で難しい部分もあるかもしれないが、可能であれば検討いただきたい。

(田代会長)

例えば 14 ページのデートDVのあたりにグレーゾーンのようなことが含まれているが、そういうようなことをイメージしているのか。

(吉田委員)

この箇所でもよいかと思うし、他の複数の部分に載せてもよいと思う。入れられるところに入れられればよいと思う。

(田代会長)

暴力の土壌になるもののイメージとしては、学生に限らず大人もそうであるが、暴力か暴力じゃないかなど、明確に犯罪としての暴力ということだけでなく、もっと曖昧なもの、グレーゾーンのようなものが沢山あると思う。例えば、恋愛関係だと、嫉妬することの延長線上に相手を支配していくということがある。そのことで相手を自分のものにするようなところがあるが、そのようなことをイメージされているということか。

	<p>(吉田委員) その通りである。</p> <p>(田代会長) 了解した。少し課題になるところかと思う。 他に意見はあるか。</p> <p>(南委員) 基本目標5「子どもへの影響」のところであるが、DVの被害に遭った大人はもちろんであるが、子どもへの影響はとも大きいと思う。 例えば、14 ページの一番下のところに、「さまざまな心身の症状が表れることもあり、適切な支援が求められます。」とあり、15 ページの課題の一番下のところにも「ストレスを受けている子供に対して、適切な対応ができるよう、関係機関との連携が必要です。」とあるが、デートDVのところはデータも充実していて、なるほどという感じであるが、子供への影響のところをもう少し具体的に記載していただきたい。</p> <p>(田代会長) 適切な支援や適切な対応という言葉について、具体的にどのようなことなのかと思うところはある。</p> <p>(宇田委員) 他の委員さんのご意見にもあったが、データが充実しており、目標もきれいにまとめてあるが、具体的に何をやるのかということが書いていないと思った。もっと具体的に予算を計上して何とかする、というのがないとよいが、基本計画の策定についての方向性を答申する、というものであることを考えれば、これで十分であると思う。 DVの土壌にあるものなどを入れたら、膨らみ過ぎてしまうのではないかと思う。この答申自体はよくまとまっているので、具体的なことは、計画策定時の協議会で協議すればよいのではないかと思う。</p>
--	--

(田代会長)

子どもへの影響など、どのような点があるとよいのか。この辺りのことも、もう少し具体的なことを記載できればよいかと思う。

この答申の中で面前DVのような言葉を使っているところはあるか。

(事務局)

14 ページの基本目標5「子どもへの影響」であるが、2段落目、『「児童虐待の防止等に関する法律」では、子どもの目の前で行われるDVは児童虐待であると定義されています。』という表現で面前DVのことを記載している。

(田代会長)

他に意見はあるか。

(飯島委員)

委員の皆様のご意見を聞いてその通りだと思っている。多分この答申の中では、先ほどの方向性などに含まれているのかもしれないが、毎回同じようなことが書いてあるので、わかりにくいが入っていると思うところもある。

例えば、19 ページ、基本目標 I 「人権尊重、DV防止及び根絶に向けた教育・啓発の推進」で、施策の方向2「学校等における人権教育の推進」や3「若年層に対する予防啓発の推進～」などに、含まれているとも言える。これも文部科学省が明確に示していないので、実質的に進んでいない、自主的に学校や市民団体が副教材を作って一部の学校で取り組んでいるという状態である。

人と人、異性や同性などといった人たちがどう人間関係を築いていくか、というところが今の若者達にとって大切な部分である。それが本来の男女平等教育であり、暴力の前にある人と人、異性や同性など、そういう人達とどのように付き合うか、というところが若者達にとって大切であり、学ばなければならないところである。最近、性的同意などについて、大学生や若者の団体が動いたりしているので、実質的にはこのような方向性に基づいて若者たちや学校で高校生や中学生

に対し、網羅的に取り組んでいくべきであると思う。

そもそも若い人達が人間関係の築き方がわからなくなってきたところがあり、恋愛感情を持っているパートナー同士がどのように付き合うか、というところをきちんと取り組んでいかなければならないと思う。

(田代会長)

例えば、全ての学校で人間関係についての学習を行うことを目指す、というようなことかと思う。

国際的にユネスコなどが掲げている包括的セクシュアリティ教育の1番の課題が人間関係になっている。若者の自立などを目指した場合、人間関係の学習というのはとても重要な位置付けになっているので、この協議会として、そのようなものを取り入れて欲しいということを提案するのもよいかと思う。全ての学校でこのことに取り組むことは重要なことである。

また、人権教育が形骸化している部分があり、道徳教育と区別がつかない現状があるので、そのような「人間関係の学習」といった形で提示できたらよいかと思うが、今から追加することは可能か。

(堀越委員)

家族の間でも恋人の間でもプライバシーはあり、自分のことで知られたくないということもあると思う。メールを覗かれるというのは、監視されていることになる。また、無視されることは、いないもののように扱われるわけで、とても傷つくし、してはならないことであると思う。

例えば、人権宣言や子供の権利など、基本的にこういうことは守られているのだ、ということをおぼえなければと思う。あなたは守られているのですよ、一人一人がとても大切なのですよ、ということをおぼえ、日頃言われていたり、自分で自分を認めていけば、こういうことをされるとこれはひどい、と思えるが、自分のこと大事にできないような状況の中にいると、何をされてもそれが悪いことなのか、自分が悪いのか、相手が悪いのか、判断ができなくなってしまう。

ここにも書いてあるが、人権教育が何かということをおぼえ

<p>(2) 報告事項 ①男女共同参画推進事業表彰について</p>	<p>りやすく、ここから少し問題提起ができるとよいと思いながら皆様の意見を伺っていた。</p> <p>(田代会長) かなり重要な問題提起かと思うが、そういう意味ではSDGsとも関連しているので、どこかに入れられればよいと思う。 例えば、先ほどの基本目標1の施策の方向2のところに、「全ての学校で人間関係についての学習が推進されること望みます。」などといった、そのような内容を記載することは可能か。</p> <p>(事務局) この協議会からのご意見等を反映させた答申書になるので、盛り込むことは可能である。</p> <p>(宇田委員) 委員の皆様からの意見もかなり出たので、事務局と相談の上、田代会長に一任ということによりよいと思う。</p> <p>(委員一同頷く)</p> <p>(田代会長) 委員の皆様には色々のご意見をいただいたので、充実した答申になるのではないかと考えている。これで、議題(1)協議事項について終わりにさせていただく。何か意見等があれば最終案を作成するまでいただければと思う。</p> <p>続いて、(2)報告事項に入りたい。 ①男女共同参画推進事業表彰について事務局から報告をお願いする。</p> <p>(事務局) 男女共同参画推進事業表彰について (資料3-1～3-2により報告)</p>
---------------------------------------	---

	<p>(田代会長) 何かご質問ご意見はあるか。</p> <p>(事務局) 男女共同参画相談室からの報告である。 先ほどの答申書の中で少し説明したが、「若年層におけるデートDVに関する調査報告書」が出来上がった。お手元にある緑色の冊子になるが、本日皆様に一部ずつ配布させていただいたので、ご一読いただければと思う。</p> <p>(田代会長) 2つの報告事項について意見等はあるか。</p> <p>ないようなので、以上ですべての議題を終了する。皆様にはご協力いただき感謝する。 事務局の方へお返しする。</p> <p>(事務局) 次回の協議会の開催について説明 令和2年3月23日14時から、さいたま市役所別館 第7委員会室にて開催予定</p> <p>これをもって、協議会を閉会する。</p>
--	---